

# 長崎県医療ソーシャルワーカー協会 事務局規約

## 第1章 総則

### 第1条 名称

本会は、長崎県医療ソーシャルワーカー協会 事務局と称する。

### 第2条 所在地

本会は、諫早市小野島町 2378-2 地域医療福祉連携課におく。

## 第2章 目的および事業

### 第3条 目的

本会は、長崎県医療ソーシャルワーカー協会の事務局を担う。

### 第4条 事業

本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 長崎県医療ソーシャルワーカー協会の事務全般
- (2) 長崎県医療ソーシャルワーカー協会の渉外全般
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 構成員および役員

### 第5条 構成員

本会の構成員は長崎県医療ソーシャルワーカー協会の会員とする。

### 第6条 役員

本会は、次の役員を置く。

- (1) 代表者 1名
- (2) 副代表 1名
- (3) 会計 1名

## 第4章 運営

### 第7条 会議

本会は、問題が発生した場合は、随時会議を開催して審議を行い、その議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。

## 第5章 会計

### 第8条 財務

本会の活動に必要な資金については、会計が適正に管理を行い、毎月定期に代表者の閲覧を受けるものとする。

### 第9条 会計年度

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。

## 第6章 雑則

### 第10条 設立年月日

本会の設立年月日は平成28年6月1日とする。

### 第11条 規約施行日

本会則は平成29年6月1日より施行する。

令和3年5月29日改定